

議員提出議案第 1 号

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

尼崎市議会議員	土	岐	良	二
同	都	築	徳	昭
同	林		久	博
同	東	浦	小	夜子
同	藤	野	勝	利
同	辻		信	行
同	松	岡	洋	司
同	川	崎	敏	美
同	佐	野	剛	志

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭
和 3 1 年尼崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（議員報酬月額）

第 2 条 議員報酬月額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号
に定める額とする。

- (1) 議長の職にある議員 797,000円
- (2) 副議長の職にある議員 717,000円
- (3) 前2号に掲げる職にある議員以外の議員 640,000円

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（長期欠席等の場合の議員報酬月額の特例）

第 2 条の 2 議員が、連続する 3 回以上の定例会（以下「連続定例会」
という。）のうち初めの定例会の会期の初日から当該連続定例会の最

後の定例会の会期の末日までの間において、会議等（議会（委員会及び地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を含む。）における会議、調査その他活動（議長が別に定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）で当該議員が出席し、又は参加すべきもの（以下この条において「議会の会議等」という。）の全てについて欠席し、又は参加しなかった場合における当該議員の議員報酬月額、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する月分に限り、同条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる月の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 当該連続定例会のうち初めの定例会から起算して3回目の定例会の会期の末日（以下この号において「基準日」という。）の属する月の翌月から、当該議員が基準日の翌日から次期定例会（当該定例会の次の定例会をいう。以下この号において同じ。）の会期の末日までの間において基準日後初めて議会の会議等に出席し、又は参加した日の属する月（同日が基準日の翌日から次期定例会初日（次期定例会の会期の初日をいう。以下この号において同じ。）の前日までの間にある場合にあっては、次期定例会初日の属する月）の前月までの間の各月 100分の80
- (2) 当該連続定例会のうち初めの定例会から起算して4回目の定例会の会期の末日（以下この号において「基準日」という。）の属する月の翌月から、当該議員が基準日の翌日から次期定例会（当該定例会の次の定例会をいう。以下この号において同じ。）の会期の末日までの間において基準日後初めて議会の会議等に出席し、又は参加した日の属する月（同日が基準日の翌日から次期定例会初日（次期定例会の会期の初日をいう。以下この号において同じ。）の前日までの間にある場合にあっては、次期定例会初日の属する月）の前月までの間の各月 100分の70
- (3) 当該連続定例会のうち初めの定例会から起算して5回目の定例会の会期の末日（以下この号において「基準日」という。）の属する

月の翌月から、当該議員が基準日後初めて議会の会議等に出席し、又は参加した日の属する月（同日が定例会の会期の末日の翌日から次期定例会初日（当該定例会の次の定例会の会期の初日をいう。以下この号において同じ。）の前日までの間にある場合にあっては、次期定例会初日の属する月）の前月までの間の各月 100分の50

第3条の2第1項中「議会（委員会及び地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を含む。）における会議、調査その他活動（議長が別に定めるものに限る。）」を「会議等」に改める。

第5条第2項中「終了した日」の次に「。以下この項において同じ。」を、「受けるべき議員報酬月額」の次に「（第2条の2の規定によりそれぞれの基準日の属する月分の議員報酬月額が定められる場合にあっては、同条の規定により算定された議員報酬月額。以下この項において同じ。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第2条の2の規定は、同条に規定する連続定例会の全ての定例会がこの条例の施行の日以後に開かれる定例会である場合について適用する。

（説 明）

議員が長期に議会の会議等を欠席し、又は参加しなかった場合の議員報酬及び期末手当の取り扱いについて定めるため、本案を提出する。